

JIS

直管蛍光ランプー第2部：性能仕様

JIS C 7617-2 : 2021

(JLMA/JSA)

令和3年12月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.5.20 改正：令和 3.12.20

官 報 掲 載 日：令和 3.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 一般	1
1.1 適用範囲	1
1.2 一般事項	2
1.3 引用規格	2
1.4 用語及び定義	2
1.5 ランプ要求事項	5
1.6 安定器及びスタータの設計のための指針	8
1.7 照明器具設計のための指針	8
1.7A 形式及び種別	8
1.7B 検査	8
附属書 A (規定) 一般始動特性の試験方法	9
附属書 B (規定) 電気的特性, 光学的特性及び陰極特性の試験方法	14
附属書 C (規定) 光束維持率及び寿命の試験方法	21
附属書 D (規定) 色度範囲	22
附属書 E (参考) 安定器及びスタータの設計のための指針	23
附属書 F (参考) 照明器具設計のための指針	24
附属書 JA (規定) スタータ形蛍光ランプの始動試験方法	25
附属書 JB (規定) 蛍光ランプの低温始動試験方法	26
附属書 JC (規定) 形式及び種別	27
附属書 JD (規定) 検査	31
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	33
2 ランプデータシート	36
2.1 ランプデータシート No.の一般法則	36
2.2 ランプ寸法測定位置の図示データシート	36
2.3 ランプデータシート	36
解 説	96

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 7617-2:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7617 規格群（直管蛍光ランプ）は、次に示す部で構成する。

JIS C 7617-1 第 1 部：安全仕様

JIS C 7617-2 第 2 部：性能仕様

直管蛍光ランプ—第2部：性能仕様

Double-capped fluorescent lamps—Part 2: Performance specifications

序文

この規格は、1997年に第5版として発行された IEC 60081、2000年に発行された Amendment 1、2003年に発行された Amendment 2、2005年に発行された Amendment 3、2010年に発行された Amendment 4、2013年に発行された Amendment 5 及び 2017年に発行された Amendment 6 を基とし、一部我が国の実情に即して技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で、箇条番号及び細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条及び細分箇条並びに**附属書 JA～附属書 JD** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。

1 一般

1.1 適用範囲

この規格は、一般照明用直管蛍光ランプの性能に係る要求事項について規定する。

この規格の要求事項は、形式検査についてだけ規定し、統計的評価方法を含む判定条件は、**附属書 JD** による。

この規格では、次のランプ形式及び点灯方式を含む。

- a) 予熱形電極付きの商用周波点灯用スタータ形 (以下、スタータ形という。)。高周波点灯にも使用可能である。
- b) (対応国際規格では、高抵抗形電極について規定しているが、我が国での事例がないため不採用とした。)
- c) 予熱形低抵抗電極付きの商用周波点灯用ラピッドスタート形 (以下、ラピッドスタート形という。)。高周波点灯にも使用可能である。
- d) 予熱形電極付きの高周波点灯専用形 (以下、高周波点灯専用形という。)
- e) 非予熱形電極付きの商用周波点灯形 (以下、スリムライン形という。)
- f) (対応国際規格では、非予熱形高周波専用形を規定しているが、我が国での事例がないため不採用とした。)

この規格の適用範囲に該当する一部のランプの要求事項は、この規格の当該ランプデータシートによる。適用範囲に含まれるが、この規格にデータシートのないランプの要求事項は、ランプ製造業者又は責任あ